

秋田市コインオペレーションクリーニング
営業施設衛生措置等指導要綱

平成 10 年 4 月 1 日

秋 田 市 保 健 所

秋田市コインオペレーションクリーニング 営業施設衛生措置等指導要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、コインオペレーションクリーニング営業に係る営業施設の構造設備等および衛生管理ならびにその適正な利用方法等の周知に関し、営業者が遵守すべき事項を定めることにより、コインオペレーションクリーニング営業に起因する衛生上の障害の発生を防止し、もって公衆衛生の維持および向上に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において「コインオペレーションクリーニング営業」とは、洗濯機、乾燥機等の洗濯に必要な設備（共同洗濯設備として、病院、寄宿舎等の施設内に設置されているものを除く。）を設け、これを公衆に利用させる営業をいう。

2 この要綱において「営業者」とは、コインオペレーションクリーニング営業を営む者をいう。

3 この要綱において「営業施設」とは、営業者がコインオペレーションクリーニング営業を営むために設ける施設をいう。

(開設の届出等)

第3条 営業施設を開設しようとする者は、コインオペレーションクリーニング営業施設開設届出書を保健所長に提出するものとする。

2 保健所長は、前項の規定による届出書を受理したときは、コインオペレーションクリーニング営業施設届出済証（以下「届出済証」という。）を交付するものとする。

3 前項の規定により届出済証の交付を受けた営業者は、営業施設内の見やすい場所に届出済証を掲示するものとする。

4 営業者は、次に掲げる事項について変更するときは、速やかにコインオペレーションクリーニング営業施設変更届出書を保健所長に提出するものとする。

(1) 営業者の住所及び氏名

(2) 営業施設の名称及び所在地

(3) 衛生管理責任者等の氏名

(4) 構造設備の変更（軽微な変更を除く。）

5 営業者は、営業施設を廃止したときは、速やかにコインオペレーションクリーニング営業施設廃止届出書を保健所長に提出するものとする。

6 第4項の変更届出により、届出済証の記載事項が変更する場合は、届出済証の書換え交付をおこなうものとする。また、届出済証の著しい汚損や紛失した場合は、届出済証の再交付願いを保健所長に提出するものとする。

ただし、届出済証の書換え交付等にあたっては、必要に応じて施設の確認等をおこなうものとする。

(構造設備基準)

第4条 営業施設の構造設備は、別表1に掲げる構造設備基準に適合するものでなければならない。

(管理基準)

第5条 営業者は、別表2に掲げる管理基準により、営業施設を衛生的に管理させるため、衛生管理責任者等を定めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

(利用基準)

第6条 営業者は、営業施設の利用方法等について、別表3に掲げる利用基準に関する事項を施設内の見やすい場所に掲示して、利用者に周知させるよう努めなければならない。

(監視指導)

第7条 保健所長は、必要があると認めるときは、関係職員を立入りさせ営業施設におけるこの要綱に定める事項の遵守状況を監視させるものとする。

2 保健所長は、営業施設がこの要綱に定める事項に適合しないと認めたときは、当該営業施設の営業者に対し、当該営業施設の改善やその他必要な指導を行うものとする。

(台 帳)

第8条 保健所長は、コインオペレーションクリーニング営業施設台帳を備え、これを整理しておかななければならない。

(様 式)

第9条 この要綱の施行に必要な届出書等の様式は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(河辺町および雄和町の編入に伴う経過措置)

2 河辺町および雄和町の編入の際現に秋田県コインオペレーションクリーニング営業施設衛生措置等指導要綱（昭和59年2月1日施行）に基づき既に届出されているものは、本要綱に基づき届出されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成17年1月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年5月24日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、

当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表 1

構 造 設 備 基 準

- 1 施設は隔壁等により外部と区分され、かつ、外部から見通しの容易な構造であり、他の営業施設及び住居施設等と区画されていること。
- 2 施設は設置する洗濯機及び乾燥機の台数並びにこれらに応じた利用者数及び付帯設備を勘案して、利用者の作業等に支障のない広さを有していること。
この場合、施設の床面積(Q)は、設置する洗濯機及び乾燥機の台数(n)に応じ、次式により算出した面積(m²)以上であることが望ましいこと。
$$Q(m^2) = 5.5 + 1.2n$$
- 3 施設は採光、照明及び換気が十分行える構造であること。
この場合、換気口の位置は周辺に及ぼす影響について十分配慮すること。
- 4 乾燥機、給湯設備等による燃焼ガス等を戸外に排出できる換気設備を有すること。
- 5 施設内の床面及び腰張りは、不浸透性材料を使用したものであること。
また、床面は排水及び清掃等が容易に行える構造であること。
- 6 施設内には、流水式手洗い設備を設け、石けん又は消毒薬を常備すること。
- 7 水洗いにより洗濯する機械（以下「ランドリー用洗濯機」という。）を設置する施設には、60℃以上の温湯が得られる設備を備えることが望ましいこと。
- 8 有機溶剤を用いて洗濯する機械（以下「ドライクリーニング用洗濯機」という。）を設置する施設は、次によること。
 - (1) ドライクリーニング用洗濯機は、密閉式のものであること。
 - (2) 当該機械に気化溶剤の冷却回収装置が付属されている場合を除き、有機溶剤を回収する装置を付設すること。
 - (3) テトラクロロエチレン等（人体及び環境に影響を及ぼすおそれのある有機溶剤）を使用するドライクリーニング用洗濯機を設置する場合は、洗濯機から排出する排液や排気中のテトラクロロエチレン等を適切に除去することができる処理装置を備えること。
 - (4) 施設内の適正な位置に、全体換気設備又は局所換気設備を備えること。
この場合、気化した有機溶剤の回収に努めるなど、周辺に及ぼす影響について十分配慮すること。
 - (5) 施設内に有機溶剤や廃液等を保管する場合は、有機溶剤等の流出や地下浸透等の事故防止を考慮した専用の保管施設を設置すること。
- 9 施設内に便所を設ける場合は、洗濯を行う場所と隔壁等により区画されていること。
- 10 施設に自動販売機等直接洗濯に関係ない機器等を備えるときは、利用者の洗濯作業に支障のない場所に設けること。
- 11 施設内には、廃棄物等を入れる専用のふた付き容器を備えること。

別表 2

管 理 基 準

1 衛生管理責任者等の選任

- (1) 施設及び設備を衛生的に管理させるため、各施設ごとに衛生管理責任者を定めること。
 - ア 衛生管理責任者は、当該施設に常駐し、又は近隣に所在し、必要があれば直ちに当該施設及び設備の管理の業務を行うことができる者であること。
 - イ 衛生管理責任者は、施設及び設備の衛生確保に必要な措置を講ずるとともに、利用者に対し、別表 3 の利用基準に関する事項について、適切な指導助言を行うこと。
- (2) ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設については、有機溶剤の性質及び取扱い等に関する知識技能を有する有機溶剤管理責任者を定め、洗濯機中の溶剤の調整、気化溶剤の漏出防止の点検等有機溶剤の管理及び施設環境の適正な維持管理を行わせること。
- (3) テトラクロロエチレン等を含む廃油等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に規定する特別管理産業廃棄物）が生ずる施設については、各施設毎に特別管理産業廃棄物管理責任者を置き、その廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせること。
- (4) 衛生管理責任者等の兼務等については、次のとおりとする。
 - ア 衛生管理責任者は、有機溶剤管理責任者を兼務することができる。
 - イ 特別管理産業廃棄物管理責任者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に規定する有資格者でなければならない。
 - ウ 衛生管理責任者がイの有資格者である場合は、これを兼務することができる。
- (5) 衛生管理責任者及び有機溶剤管理責任者の氏名、住所等を記した表示を第 3 条第 3 項の届出済証に並べて掲示し、利用者の要請に速やかに対応できるよう連絡体制を整えておくこと。

2 講ずべき措置

- (1) 施設内は、毎日清掃しその清潔保持に努め、必要に応じ施設又は設備の補修を行うなど衛生上支障のないようにすること。
- (2) 施設内外は、常に排水が良好に行われるよう保持すること。
- (3) 施設内外は、ねずみ、昆虫等が生息しない状態に保持すること。
- (4) 営業中の施設は、採光・照明を十分にし、常に適正な照度維持に努めること。
この場合、各作業面の照度は、300Lux以上であることが望ましい。
- (5) 営業中の施設内は、換気を十分にすること。
この場合、CO₂濃度が1,000ppm以下で、かつ、CO濃度が10ppm以下であることが望ましい。
- (6) 換気設備は、適宜点検及び清掃を行うこと。
- (7) 洗濯機、乾燥機等の機械設備は、常に保守点検を行い正常に作動するよう整備しておくこと。

- (8) 洗濯機、乾燥機、容器等の洗濯物が接触する部分及び洗濯機、乾燥機のふた、扉のトッパ等の利用者が常に接触する部分は、毎日洗浄又は清掃を行い、適宜塩素剤、界面活性剤等の消毒液を使用して消毒を行うこと。
- (9) 洗濯機の回転翼、乾燥機のフィルター等は、適宜糸くず、汚物等の除去及び洗浄を行うこと。
- (10) 清掃用具及び消毒薬品は、専用の場所又は容器に保管すること。
- (11) 乾燥機の乾燥温度を常に点検し、所定の温度維持に努め、事故防止に留意すること（適正な乾燥温度は、衣類等の種類及び素材によって異なるが、一般的には60℃以上であることが望ましい。）。
- (12) 手洗い設備及びランドリー用洗濯機の用水は、清浄なものであること（水道法（昭和32年法律第177号）に基づく水質基準に適合する水であることが望ましい。）。
- (13) ドライクリーニング用洗濯機を設置する施設については、次によること。
- ア ドライクリーニング用の溶剤は、清浄な有機溶剤を使用し、洗浄効果を保持するため、常に洗剤濃度等を適正に調整すること。
 - イ 洗剤の清浄化のために使用されているフィルター等は反復使用により、洗剤中に溶出又は分散した汚れ、細菌等の吸着・除去能力が低下するので、適宜新しいものに交換し、常に清浄な溶剤が得られるようにすること。
 - ウ 使用済みフィルター等の有機溶剤を含有するものを廃棄する場合は、専用のふた付き容器に納め適正に処理すること。
 - エ ドライクリーニング用洗濯機から有機溶剤が漏出することがないように、常に点検整備を行うこと。
特に、洗濯物の出し入れ口の扉のパッキング部分からの漏出について、十分留意すること。
 - オ 営業中の施設内の換気を行う際は、気化した有機溶剤が戸外へ排出されないようその回収に努めること。
 - カ 有機溶剤は必ず密閉容器に入れた上で、専用の保管施設に施錠して保管するとともに、その保管及び取扱いにあたっては、安全衛生に十分留意すること。

別表3

利用基準に関する事項

1 利用上必要な事項

- (1) 洗濯機、乾燥機、給湯設備等の使用方法等に関すること。
- (2) 衣料等被洗濯物の種類及び素材に応じた洗濯又は乾燥の可否及び洗濯又は乾燥に当たっての留意に関すること。
特に油脂の付着した被洗濯物の乾燥に当たっては、次の点に留意すること。
 - ア 事前にできる限り油脂を除去すること。
 - イ 過度な熱を加えないよう適正に行うこと。
 - ウ 乾燥が終わったものは、速やかに乾燥機から取り出すこと。
 - エ 乾燥終了の洗濯物は、余熱を十分に放散（放冷）してから保管し、決して積み重ねないこと。
- (3) ドライクリーニング用洗濯機を設置するにあたっては、使用有機溶剤の種類、当該有機溶剤の人体に及ぼす作用、その他有機溶剤やドライクリーニング用洗濯機の取扱い上の留意等に関すること。

2 施設及び設備の汚損防止等に関する事項

- (1) 洗濯前後の手指の洗浄等に関すること。
- (2) 施設及び設備の汚損防止に関すること。
- (3) 伝染病の疾病にり患した者又は接触した者が着用した衣類の洗濯の禁止に関すること。
- (4) し尿の付着したおむつ、運動靴、動物の敷物等の洗濯の禁止に関すること。
(これらを専用に洗濯するための洗濯機を設置している場合を除く。この場合は、その旨を記載すること。)
- (5) その他施設の衛生保持及び安全確保のために利用者に協力要請すべき事項に関すること。